

国保連合会だより



NO. 27-2
 平成27年 5月18日
 静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎特定医療費（指定難病）[公費54]受給者証の取扱いについて

特定医療費（指定難病）受給者のレセプトの特記事項欄への記載は、受給者証の負担上限月額欄にある①【階層区分】ではなく、記号・番号欄横の高額療養費の所得区分（②【適用区分】）を記載してください。

特定医療費（指定難病）受給者証

特定医療費（指定難病）受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
受診者	住所及び氏名	〒＜郵便番号＞ ＜受給者住所＞ ＜受診者氏名＞	
	生年月日	性別	
保護者	住所及び氏名	＜保護者住所＞ ＜保護者氏名＞	
	発行機関	静岡県知事	
交付日			
※医療機関の方へ 裏面の説明を必ずご覧ください。			
＜新・既認定者区分＞＜軽減区分＞＜軽症者＞			
有効期間	＜有効期間始期＞から ＜有効期間終期＞まで		
負担上限月額	円	＜階層区分＞	1
入院時食費	＜全額・1/2＞ 自己負担		
世帯内受給者	＜有・無＞ ＜指定難病・小児慢性＞		
指定難病名			
保険者名			
記号・番号	適用区分	2	
◎問い合わせ先			
静岡県健康福祉部疾病対策課		054-221-3393	

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】国保連合会だより H27.1.16 から抜粋

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
I 反映前の受給者証（受給者証に所得区分の記載がないもの）のみ	特記事項へは記載しない
II 反映前の受給者証 + 「3割」（現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等）	「現役並み」として記載する
III 反映前の受給者証 + 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

*本取扱いは、平成26年12月19日付け厚生労働省通知に基づく内容とする。